



外交員、証人	保険、銀行、商店等ノ外交又ハ証文取 ノ業務ニ從事スル者	昭和十九年三月十五日 同
集金人	代金、料金、會費等ノ集金事務ニ從事 スル者	昭和十九年三月十五日 同
電話交換手	電話交換ノ業務ニ從事スル者	昭和十九年一月十五日 同
出改札係	常備乗車券、入場券、其ノ他切符類ノ販 賣又ハ之ガ改鋲ノ業務ニ主トシテ從事 スル者但シ當時荷扱、電信又ハ運轉ノ 業務ヲ併セ行フ者ヲ除ク	昭和十九年三月十五日 同
車掌	電車及乗合自動車ノ車掌但シ荷扱車掌 及高速度電車ノ後部車掌ヲ除ク	昭和十九年五月十五日 同
踏切手	鐵道軌道ニ於ケル踏切ノ看守但シ市街 地ニ於ケル交通頻繁ナル踏切ノ看守ヲ 除ク	昭和十九年五月十五日 同
昇降機運轉係	建築物中ニ備付ケラレタル昇降機ニシ テ専ラ人ノ昇降ノ用ニ供セラルモノ ノ運轉ノ業務ニ從事スル者	昭和十九年一月十五日 同

番頭、客引	旅館、料理店、飲食店、貸席業等ニ於 テ客ノ接待、客引其ノ他ノ雜務ニ從事 スル者	昭和十九年三月十五日 同
給仕人	食事ノ給仕其ノ他ノ雜務ニ從事スル者	昭和十九年三月十五日 同
料理人	旅館、料理店、飲食店、工場、會社、 病院等ニ於テ飲食料品、嗜好品等ノ調 理料理ノ業務ニ從事スル者	昭和十九年三月十五日 同
下足番	男女ノ理髪、髪結、美容ノ業務ニ從事 スル者	昭和十九年三月十五日 同
右ノ職種ニ從業スル場合ト雖モ海上勤務者ハ之ヲ除ク	百貨店、劇場、料理店等ニ於ケル携帶 品預り係、案内係、下足番	昭和十九年一月十五日 同

○ 尚、右指定職種に對する男子就業の禁止の實際的適用に際しての除外例に關して厚生省に於いてはその後左の如き方針を決定し、各地方廳を通じて國民職業指導所長宛指示せらるゝところがあつた。

適當なる場合。

尚、右指定職種に對する男子就業の禁止の實際的適用に際しての除外例に關して厚生省に於いてはその後左の如き方針を決定し、各地方廳を通じて國民職業指導所長宛指示せらるゝところがあつた。

一、身體の障碍又は内部疾患に基き身體虛弱なる故他の業務に從事すること著しく不適當な場合。  
一、指定職種に從業する者にして多數人の指導監督を併せ行ひ女子を以て代替すること著しく不適當なる場合。

### 第一、方針

男子雇入、就職、使用、從業禁止  
(制限)適用除外認可方針

男子從業者の雇入、就職、使用及び從業は左に掲ぐる方針によりこれを認可すること。但し適用範圍外の男子をもつて代替し得ると認めらるゝ場合においては原則として認可せざること。

一、常時十五疋以上の重量物の運搬を伴ふ業務に從事する場合。

一、常時深夜又は早朝の勤務を要する業務にして宿泊設備なき等のため女子を就労せしむること著しく不

一、山間僻地、特殊なる病院(精神病院等)等の如く作業所、事務所の狀況により又は勤務の四隅の狀況等よりして女子を就労せしむること著しく不適當なる場合。

一、勤務の傍ら工、農業に關し時局下緊要なる技術者男子をもつて代替し得ると認めらるゝ場合においては原則として認可せざること。

一、常時十五疋以上の重量物の運搬を伴ふ業務に從事する場合。

一、相當智能的判断又は専門的知識技能を要するものにして女子を以て代替すること著しく困難なる場合。

### 第二、要領

所要員數を具體的に調査し優先充足すること

(二) 航空機関係工場

(二) 政府作業廳

(三) 宮廳及之に準すべきもの（特に男子徴用に依り補充を要するもの）

(四) 男子就業の制限又は禁止に依り女子の補充を要するもの

(五) 勤員の対象たる女子は概ね左の如くすること

(一) 新規學校卒業者

(二) 十四歳以上の夫婦者

(三) 整備せらるべき本急不必要學校在學者

(四) 企業整備に依る轉職可能者

(五) 女子從業員の爲寄宿舎を設置する場合に於て

(六) 女子勤務挺身隊（但願）を自主的に組織せしめ相當の

指導者の下に團體的に長期受講り一年乃至二年）出動をたさしむるの制度を採用すること

(七) 女子勤務挺身隊（但願）を自主的に組織せしめ相當の

指導者の下に團體的に長期受講り一年乃至二年）出

動をたさしむるの制度を採用すること

(八) 女子勤務挺身隊（但願）を自主的に組織せしめ相当の

指導者の下に團體的に長期受講り一年乃至二年）出

動をたさしむるの制度を採用すること

(九) 女子勤務挺身隊（但願）を自主的に組織せしめ相当の

指導者の下に團體的に長期受講り一年乃至二年）出

動をたさしむるの制度を採用すること

(十) 女子勤務挺身隊（但願）を自主的に組織せしめ相当の

指導者の下に團體的に長期受講り一年乃至二年）出

動をたさしむるの制度を採用すること

(十一) 女子勤務挺身隊（但願）を自主的に組織せしめ相当の

指導者の下に團體的に長期受講り一年乃至二年）出

動をたさしむるの制度を採用すること

(十二) 女子勤務挺身隊（但願）を自主的に組織せしめ相当の

指導者の下に團體的に長期受講り一年乃至二年）出

上、保健等に留意し概ね左の方針に依り女子勤務管

理に一段の創意と工夫を凝らしが刷新強化を圖ること

(一) 寄宿舎其の他適當なる收容施設あるものを除

き自宅通勤者に限定すること

(二) 女子從業員の爲更衣室、洗面所、便所等は男

子從業員と區分して之を設けしむること

(三) 女子從業員の爲寄宿舎を設置する場合に於て

は男子と別個所にするの外寄宿舎管理を家庭的な

らしむると共に設備に併特に女子の特質を考慮せ

しむること

(四) 女子の能力及経験に應じ責任を持たしむる如

く職場配置を考慮せしむると共に其の地位昇進の

途を開かしむること

(五) 女子の就業時間、休憩時間、始業及終業の時

刻、休日等に付特段の配慮を爲さしむると共に其

の通勤に付所要の措置を講ずること

(六) 女子の賃金水準引上の爲賃金統制上所要の措

置を講ずること

(七) 女子從業員の配置に際しては其の資質を均一

ならしむるやう努むると共に可及的に女子從業員

のみにて作業せしむる職場作業方式等に付工夫す

ること

(八) 女子の多數勤務する職場及び女子寄宿舎には

適當なる女子指導者を設ぐること

(九) 女子從業員に對しては必要な基礎訓練並に

簡易なる技能教育を授け能率増進に資せしむるこ

と

(十) 女子從業員には家庭の主婦としての心得其の

他女子としての様に必要な施設を爲し修養を怠らしめざること

(十一) 女子挺身隊に付ては確實なる團體的管理及び隊員保護の方途を謀すること

(十二) 常時要員の勤員確保の外女子労力の全般的戰力化を圖る爲家事労力に付ては更に極度の壓縮を加へ之を國民共同勤勞施設に勤員すること

(十三) 文部省に於ては高等女學校及女子東門學校在學中に於て必要な職業知識を授くると共に特に

必要なる輔導を要する作業の爲輔導施設の擴充を圖ること

(十四) 都道府縣指導の下に市區町村長をして極力其の就職の勧奨に努むること

(十五) 都道府縣指導の下に市區町村長をして極力其の就職の勧奨に努むること

(十六) 道府縣指導の下に市區町村長をして極力其の就職の勧奨に努むること

(十七) 道府縣指導の下に市區町村長をして極力其の就職の勧奨に努むること

(十八) 道府縣指導の下に市區町村長をして極力其の就職の勧奨に努むること

(十九) 道府縣指導の下に市區町村長をして極力其の就職の勧奨に努むること

(二十) 道府縣指導の下に市區町村長をして極力其の就職の勧奨に努むること

(二十一) 道府縣指導の下に市區町村長をして極力其の就職の勧奨に努むること

(二十二) 道府縣指導の下に市區町村長をして極力其の就職の勧奨に努むること

(二十三) 道府縣指導の下に市區町村長をして極力其の就職の勧奨に努むること

(二十四) 道府縣指導の下に市區町村長をして極力其の就職の勧奨に努むること

(二十五) 道府縣指導の下に市區町村長をして極力其の就職の勧奨に努むること

(二十六) 道府縣指導の下に市區町村長をして極力其の就職の勧奨に努むること

(二十七) 道府縣指導の下に市區町村長をして極力其の就職の勧奨に努むること

(二十八) 道府縣指導の下に市區町村長をして極力其の就職の勧奨に努むること

(二十九) 道府縣指導の下に市區町村長をして極力其の就職の勧奨に努むること

(三十) 道府縣指導の下に市區町村長をして極力其の就職の勧奨に努むること

(三十一) 道府縣指導の下に市區町村長をして極力其の就職の勧奨に努むること

(三十二) 道府縣指導の下に市區町村長をして極力其の就職の勧奨に努むること

(三十三) 道府縣指導の下に市區町村長をして極力其の就職の勧奨に努むること

(三十四) 道府縣指導の下に市區町村長をして極力其の就職の勧奨に努むること

(三十五) 道府縣指導の下に市區町村長をして極力其の就職の勧奨に努むること

(三十六) 道府縣指導の下に市區町村長をして極力其の就職の勧奨に努むること

(三十七) 道府縣指導の下に市區町村長をして極力其の就職の勧奨に努むること

(三十八) 道府縣指導の下に市區町村長をして極力其の就職の勧奨に努むること

(三十九) 道府縣指導の下に市區町村長をして極力其の就職の勧奨に努むること

ては國民學校及高等女學校に對して特に女子勞務員の趣旨を徹底せしむる爲特別の考慮を拂ふこと。本件實施の爲必要なる女子勤労者用物資、施設、資材等に付ては協力既存のものの活用を圖ると共にやむを得ざるものに付ては之が確保に付特別の考慮を爲すこと。

## 兵役法中改正の件その他兵役關係諸

### 法令の公布

戰局の苛烈化に伴ふ軍動員の擴充強化を主旨とし、第八十三常議會に於いて協賛を経たる兵役法中改正の件その他之と前後する一聯の兵役關係諸法令の骨子を示せば概ね以下の如くである。

#### 兵役法中改正の件

(昭和十八年十月三十日)  
法律第百四十九號

昭和二年四月一日公布法律第四十七號兵役法に規定せらるゝ第二國民兵役の期間延長を骨子とし、同法第九條第二項中「年齢十七年ヨリ四十年迄」とあるを「年齢十七年ヨリ年齢四十五年ニ滿ツル年ノ三月三十一日迄」と改められた外、之に伴ふその他種々の改正が行はれた。

#### 在學徵集延期臨時特例

(昭和十八年十月一日)  
勅令第七百五十五號

兵役法第四十一條第四項の規定に依り當分の内在學の事由に因る徵集の延期は之を行はざる旨を定め、即日施行さることとなつた。

#### 入營(召集)を延期すべき學校及入

#### 營(召集)を延期すべき期間に關す

る件  
(昭和十八年十一月十三日)  
(陸軍省告示第五十四號)

滿洲國においては、現情勢下における食糧基地としての使命のいよく加重せられたるに鑑み、進んで緊急農地造成計畫案を提議せられたのであるが、帝國政府においては欣然これを受入れ、本日の閣議において

特に入營(召集)を延期せらるべき學校として技術關係及び教育關係の諸學校が指定せられた。並に要する資材、資金、技術等は本邦側より全面的に協力援助することとなり、もつて眞に日滿一體決戦下に喫緊の要件たる食糧自給態勢確立強化のため相共に邁進することとなつた次第である。

### 徵兵適齡臨時特例

(昭和十八年十二月二十三日)  
勅令第九百三十九號

兵役法第二十四條の二の規定に依り當分の内同法第二十三條第一項及第二十四條に規定する徵兵適齡を十九年に變更する旨公布せられた。

### 大東亞相談

#### 満洲國緊急農地造成計畫に對する協

#### 力援助に關する件の閣議決定

日滿を通ずる食糧の絶対自給態勢確立の國策に則り、昭和十八年十一月二十二日の閣議は「満洲國緊急農地造成計畫に對する協力援助に關する件」を附議決定、同日情報局より左の如く發表せられた。

因みに今回農地造成の対象となつてゐるのは、第二松花江の水力發電堰堤による人造湖を水源とする下流一帶及び東遼河下流に新規に水田を造成するとともに、既定の開發計畫のうち吉林省の鶴崗、蓮江口、太平鎮、東寧省の黑龍江、吉林省的新開河、飲馬河、岔路口、北安、龍江兩省にまたがる呼裕爾河、北安省の綏化、龍江省の甘南、錦州省の盤山、奉天省の康平の十二既著手開拓地造成計畫の繰り上げを含むもので、昭和二十年末を以つて之が完成を期するものである。

#### 情 報 局 發 表

滿洲國においては、現情勢下における食糧基地としての使命のいよく加重せられたるに鑑み、進んで緊急農地造成計畫案を提議せられたのであるが、帝國政府においては欣然これを受入れ、本日の閣議においてはその生産物は擧げてわが國に供出せられわが食糧需給に貢献せんことを期するものである。しかしてこれが完成のためには、土地造成關係のみにて巨額の經費と延數千萬人の労働力を投じ、且つ相當量の資材、